

那須烏山市建設工事請負契約書の改正について

令和4年3月 総務課

1 趣旨

建設業者の社会保険等への加入を推進していくため、請負代金内訳書への法定福利費額明示の取組を実施することに伴い、建設工事請負契約書の改正を行う。

2 改正の主な内容

第3条（工事工程表及び請負代金内訳書）

- ▶ 受注者は、契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書を作成し、発注者に提出しなければならない。

3 施行期日

令和4年6月1日

※ 同日以後に入札公告又は入札通知するものから適用。